**解散公告**

当社は、平成二十九年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月五日

熊本市中央区新市街一番三六号サンライト新市街ビル二Ｆ

株式会社ＮＩＮＥ

代表清算人　長友　皓

**解散公告**

当社は、平成二十九年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月五日

熊本市中央区大江六丁目二八番一九号

有限会社住田屋商店

清算人　住田　幸恵

**解散公告**

当社は、平成二十九年十二月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月五日

大分県日田市中央一丁目六番二八号

有限会社パクアンドカンパニー

清算人　尹　正子

**解散公告**

当社は、平成三十年二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月五日

大分県佐伯市城南町一番一号

有限会社県南読売販売センター

清算人　岩倉　良夫

**解散公告**

当社は、平成三十年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月五日

鹿児島県志布志市志布志町志布志一丁目一番一〇

有限会社ミヤハラ

清算人　宮原　大助

**解散公告（第一回）**

当法人は、責任役員会決議により平成三十年一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月五日

札幌市中央区大通十五丁目三番地一二

東善光寺

清算人　萩原　玄珪

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成三十年一月三十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年三月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月五日

広島県呉市西川原石町二番一一号

明光寺

清算人　熊谷　普門

**解散公告（第二回）**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年三月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月五日

香川県坂出市江尻町一六四七番地六五

社団法人香川県資源研究所

代表清算人　前田　宗一

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成三十年一月五日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月五日

岩手県盛岡市中央通二丁目一〇番二五―五〇七号

医療法人土川内科医院

清算人　土川　伍朗

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成三十年一月十六日京都府知事の認証により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月五日

京都市北区紫野東藤ノ森町五番地の二

宗教法人長堅寺

清算人　穴太　公渡

**公益信託永尾武難病研究基金平成三十年度決算及び基金終了公告**

一、事業概要

平成三十年度事業として、八名に対し総額七、五五四、三八八円の助成金支給事業を行った。

本公益信託は信託財産が消滅したことで平成三十年二月二十八日終了した。

平成三十年三月五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託永尾武難病研究基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道札幌市西区福井一丁目八番、最後の住所札幌市中央区旭ケ丘五丁目六番五〇号

慈啓会病院

被相続人　亡　只野　鈴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月五日

事務所札幌市中央区南一条西三丁目札石ビル五階　清水彰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　彰

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道函館市大手町七番地、最後の住所北海道函館市花園町三番七号

被相続人　亡　熊谷　正治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月五日

北海道函館市新川町二三番一号

相続財産管理人　堀田　剛史

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県九戸郡軽米町大字上舘第七地割二六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　内澤　昭治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月五日

岩手県久慈市川崎町一二番一八号ＹＫビル一階

相続財産管理人　弁護士　齊藤　拓

**第18期決算公告**

平成30年3月5日

千葉県市川市大洲1丁目4番4号

**株式会社自転車館市川**

代表取締役　瀬尾　正忠

**貸借対照表の要旨**（平成29年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 35,070 |
| | 固定資産 | 409 |
| | 合計 | 35,480 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 2,181 |
| | 株主資本 | 33,298 |
| | 資本金 | 19,000 |
| | 利益剰余金 | 14,298 |
| | 利益準備金 | 151 |
| | その他利益剰余金 | 14,146 |
| | （うち当期純損失） | (246) |
| | 合計 | 35,480 |